

福岡市公報

令和7年6月26日 第7156号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目
次次
示

ページ

○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（第162号）	1
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（第163号）	2
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（第164号）	2
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（第165号）	3
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（第166号）	3
○分流通区域の指定（第167号）	4
公 告	
○特定調達契約等に係る落札者の決定（第207号）	4
○特定調達契約等に係る落札者又は随意契約の相手方の決定（第208号）	5
○建築協定の認可申請（第209号）	7
○建築協定の認可申請（第210号）	7
教 育 委 員 会	
○指定管理者の公募（公告第1号）	8

告

示

福岡市告示第162号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 26 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和 7 年 6 月 27 日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市東区大字志賀島の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市東区大字西戸崎243番地 1
福岡市西戸崎水処理センター

福岡市告示第163号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第 9 条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 26 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和 7 年 6 月 27 日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市東区和白東一丁目の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市東区塩浜三丁目2500番地
福岡市和白水処理センター

福岡市告示第164号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第 9 条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和7年6月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和7年6月27日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市東区大字香椎の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市東区松島六丁目16番1号
福岡市東部水処理センター

福岡市告示第165号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和7年6月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和7年6月27日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市西区野方七丁目及び大字吉武の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市西区小戸二丁目5番1号
福岡市西部水処理センター

福岡市告示第166号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第 9 条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 26 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和 7 年 6 月 27 日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市西区田尻二丁目、田尻東二丁目、丸川二丁目及び太郎丸二丁目の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市西区学園通三丁目 2149 番地
福岡市新西部水処理センター

福岡市告示第 167 号

福岡市下水道条例第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、分流化区域を指定するので、同条第 2 項の規定により次のように告示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 26 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 分流式の排水設備を接続することができる公共下水道の供用を開始すべき年月日
令和 7 年 6 月 27 日
- 2 分流化区域の位置
福岡市中央区天神二丁目及び大名一丁目の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。

公 告

福岡市公告第 207 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される

調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和7年6月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日
福岡市鮮魚市場会館電力供給（年間予定使用電力量約3,107,104kWh）	福岡市中央区長浜三丁目11番3号 農林水産局中央卸売市場鮮魚市場	令和7年4月24日	福岡市博多区上呉服町1番10号 株式会社 新出光	円 57,965,536 （単価契約に基づき算定した見込額）	令和7年3月13日
福岡市鮮魚市場電力供給（年間予定使用電力量約7,035,011kWh）				124,793,074 （単価契約に基づき算定した見込額）	

福岡市公告第208号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約等について、落札者又は随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和7年6月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 一般競争入札により落札者を決定したもの

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日
水槽付消防ポンプ自動車（C A F S）の購入			福岡市中央区長浜二丁目3番40号 愛知ポンプ工業株式会社	円 81,950,000	

水槽付消防ポンプ自動車 (8,000リットル)の購入	福岡市中央区 天神一丁目8 番1号 財政局財政 部契約課	令和 7 年 4 月 17 日	福岡市博多区浦田二丁目1番8号 株式会社 消防防災	94,600,000	令和 7 年 3 月 6 日
水槽付消防ポンプ自動車 (1,500リットル)の購入			大阪市住吉区万代東一丁目5番22号 小川ポンプ工業株式会社	78,430,000	
免税軽油の購入		令和 7 年 4 月 24 日	福岡市博多区上呉服町1番10号 株式会社 新出光	29,649,840 (単価契約に基づき算定した見込額)	令和 7 年 3 月 13 日
小型動力ポンプ付積載車の購入 (その1)		令和 7 年 5 月 30 日	福岡市中央区長浜二丁目3番40号 愛知ポンプ工業株式会社	43,560,000	令和 7 年 4 月 17 日
小型動力ポンプ付積載車の購入 (その2)			福岡市中央区平尾三丁目17番6号 株式会社 福岡トーハツ	43,340,000	
小型動力ポンプ付積載車の購入 (その3)			福岡市中央区長浜二丁目3番40号 愛知ポンプ工業株式会社	42,900,000	
小型動力ポンプ付積載車の購入 (その4)			福岡市中央区平尾三丁目17番6号 株式会社 福岡トーハツ	21,230,000	

2 随意契約の相手方を決定したもの

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名又は名称及び所在地	随意契約に係る契約金額	随意契約の理由
破砕機用ハンマー外4件	福岡市中央区天神一丁目8番1号	令和7年4月28日	兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目2番33号	円 34,338,700	特例政令第11条第1項第2号該当
グレートフレーム(1)外6件	財政局財政部契約課	令和7年5月14日	株式会社 タクマ	36,175,920	

福岡市公告第209号

建築基準法第70条第1項の規定に基づき、建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により次のように公告する。

なお、建築基準法第71条の規定により当該建築協定書をこの公告の日から20日間福岡市役所（住宅都市みどり局建築指導部建築調整課）において関係人の縦覧に供する。

令和7年6月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 建築協定の名称
多賀1丁目1番地建築協定
- 2 建築協定区域
福岡市南区多賀一丁目2番1ほか18筆
- 3 建築協定区域隣接地
福岡市南区多賀一丁目10番ほか17筆

福岡市公告第210号

建築基準法第70条第1項の規定に基づき、建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により次のように公告する。

なお、建築基準法第71条の規定により当該建築協定書をこの公告の日から20日間福岡市役所（住宅都市みどり局建築指導部建築調整課）において関係人の縦覧に供する。

令和7年6月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 建築協定の名称
荒江1丁目建築協定
- 2 建築協定区域
福岡市城南区荒江一丁目89番ほか173筆

3 建築協定区域隣接地

福岡市城南区荒江一丁目109番1ほか131筆

教 育 委 員 会

福岡市教育委員会公告第1号

福岡市総合図書館条例（以下「条例」という。）第19条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者をそれぞれ公募するので、福岡市総合図書館条例施行規則（以下「規則」という。）第36条の規定により次のように公告する。

令和7年6月26日

福岡市教育委員会

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市総合図書館	福岡市早良区百道浜三丁目
福岡市東図書館	福岡市東区千早四丁目
福岡市早良南図書館	福岡市早良区四箇田団地

2 指定の予定期間

(1) 福岡市総合図書館

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(2) 福岡市東図書館

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(3) 福岡市早良南図書館

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

(1) 福岡市総合図書館

ア 条例第2条第7号及び第8号に掲げる事業に関する業務

イ 条例第5条第1項に規定する利用の許可（会議室に係るものに限る。）に関する業務

ウ 条例第6条第1項に規定する利用の制限に関する業務

エ 条例第7条に規定する入館の制限に関する業務

オ 条例第9条に規定する特別な設備の設置（会議室に係るものに限る。）に関する業務

カ 条例第10条に規定する使用料の徴収（会議室に係るものに限る。）に関する業務

- キ 条例第11条に規定する手数料の徴収に関する業務
- ク 条例第12条第1項に規定する撮影、模写又は模造の許可（文書資料に係るものを除く。）及び同条第2項に規定する手数料の徴収に関する業務
- ケ 条例第14条に規定する観覧料等（使用料（会議室に係るものに限る。）及び手数料に限る。）の減免に関する業務
- コ 総合図書館の施設、付属設備等の維持及び修繕に関する業務
- サ 総合図書館駐車場の管理運営、駐車場使用料の徴収に関する業務
- シ アからサまでに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務
- (2) 福岡市東図書館
- ア 条例第2条第1号（市民の利用に供することに限る。）、第2号（市民の利用に供することのうち貸出をした映像資料の返却に係るものに限る。）、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事業に関する業務
- イ 条例第6条第1項に規定する利用の制限に関する業務
- ウ 条例第7条に規定する入館の制限に関する業務
- エ 条例第11条に規定する手数料の徴収に関する業務
- オ 条例第12条第1項に規定する撮影、模写又は模造の許可及び同条第2項に規定する手数料の徴収に関する業務
- カ アからオまでに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務
- (3) 福岡市早良南図書館
- ア 条例第2条第1号（市民の利用に供することに限る。）、第2号（市民の利用に供することのうち貸出をした映像資料の返却に係るものに限る。）、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事業に関する業務
- イ 条例第6条第1項に規定する利用の制限に関する業務
- ウ 条例第7条に規定する入館の制限に関する業務
- エ 条例第11条に規定する手数料の徴収に関する業務
- オ 条例第12条第1項に規定する撮影、模写又は模造の許可及び同条第2項に規定する手数料の徴収に関する業務
- カ アからオまでに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務
- 4 管理の基準
- (1) 開館時間

名 称	開 館 時 間
福岡市総合図書館	午前10時から午後8時まで（日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。以下同じ。）は午前10時から午後7時まで）とする。ただし、映像ホールについては午前10時から

	午後10時まで（日曜日及び休日については、午前10時から午後7時まで）とする（提案内容により開館時間を変更することがある。）。
福岡市東図書館	午前9時から午後8時までとする（提案内容により開館時間を変更することがある。）。
福岡市早良南図書館	

(2) 休館日

名 称	休 館 日
福岡市総合図書館	規則第7条第1項各号に規定する休館日（提案内容により休館日を変更することがある。）
福岡市東図書館	規則第7条第2項各号に規定する休館日（提案内容により休館日を変更することがある。）
福岡市早良南図書館	

(3) 使用料等の徴収

ア 福岡市総合図書館

条例第10条（会議室に係るものに限る。）、第11条、第12条第2項（文書資料に係るものを除く。）、規則第13条、第14条、第15条第1項及び第17条に定める額を徴収すること。

イ 福岡市東図書館

条例第11条、第12条第2項（文書資料に係るものを除く。）、規則第15条第1項及び第17条に定める額を徴収すること。

ウ 福岡市早良南図書館

条例第11条、第12条第2項（文書資料に係るものを除く。）、規則第15条第1項及び第17条に定める額を徴収すること。

(4) 使用料等の納入の手続

収納した使用料等について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、収納日の翌日（同日が休館日又は指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の休館日でない指定金融機関の営業日）までに納入すること。

(5) 使用料等の減免の基準及び手続

条例第14条、規則第21条に定める基準及び手続によること。

(6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。

(7) 利用者の使用を制限するときの要件

条例第6条及び第7条に定める要件によること。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 総合図書館の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 総合図書館の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

(1) 福岡市総合図書館

市内に事業所を置く法人その他の団体又は当該法人その他の団体により構成される共同事業体（以下「法人等」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの

イ 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納しているもの

ウ 自らの責に帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの

エ 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの

(ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。

(イ) 暴力団員が実質的に運営していること。

(ウ) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。

(エ) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。

オ 法人等又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過していないもの

カ その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

(2) 福岡市東図書館

① 法人等であって、次のいずれにも該当しないもの。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの

イ 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納しているもの

ウ 自らの責に帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの

エ 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの

(ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。

(イ) 暴力団員が実質的に運営していること。

(ウ) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。

(エ) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。

オ 法人等又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過していないもの

カ その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

② プライバシーマークについて

法人等は、一般社団法人日本情報経済社会推進協会（旧財団法人日本情報処理開発協会）のプライバシーマーク等、個人情報保護管理の第三者認証を得ていることを要件とする。

(3) 福岡市早良南図書館

① 法人等であって、次のいずれにも該当しないもの。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの

イ 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納しているもの

ウ 自らの責に帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの

エ 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの

(ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。

(イ) 暴力団員が実質的に運営していること。

(ウ) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。

(エ) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。

オ 法人等又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過していないもの

カ その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

② プライバシーマークについて

法人等は、一般社団法人日本情報経済社会推進協会（旧財団法人日本情報処理開発協会）のプライバシーマーク等、個人情報保護管理の第三者認証を得ていることを要件とする。

7 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については指定管理者との協議により別途定める。

8 詳細は、募集要項による。

9 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 方法

本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書類等をダウンロードすること。

(2) 期間

令和 7 年 6 月 26 日午前 10 時から同年 8 月 20 日午後 5 時まで

10 指定の申請の受付期間及び指定管理者指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和 7 年 7 月 30 日から同年 8 月 20 日まで（休館日を除く。）

イ 時間

午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 提出先

次の表の左欄に掲げる公の施設に係る指定管理者指定申請書の提出先は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

福岡市総合図書館	福岡市早良区百道浜三丁目 7 番 1 号 福岡市総合図書館運営課 電話 092-852-0618
福岡市東図書館	福岡市早良区百道浜三丁目 7 番 1 号 福岡市総合図書館図書サービス課 電話 092-852-0605
福岡市早良南図書館	

